

令和7年第7回 安芸太田町農業委員会総会 議事録 (第7号)

招 集 年 月 日	令和7年7月30日 (水)		
招 集 の 場 所	本庁 大集会室		
開閉会日時及び 宣 告	開会	令和7年7月30日 9時30分	議長 河本 穂津雄
	閉会	令和7年7月30日 10時00分	
応(不応)招委員及び 出席並びに欠席委員 出 席 10 名 欠 席 名 凡 例 ○ 出席を示す △ 欠席を示す × 不応招を示す △㊦ 公務欠席を示す	議席番号	氏 名	出席等の別
	1	河野 幸枝	○
	2	佐藤 潤	○
	3	沖 貴雄	○
	4	宮本 千春	○
	5	藤井 里枝	○
	6	斎藤 文彦	○
	7	武本 宮紀	○
	8	影井 伊久美	○
	9	笠井 清孝	○
	10	河本 穂津雄	○
議事録署名委員	3 番	沖 貴雄	
	4 番	宮本 千春	

会議に付した事案

[illegible]

議長	総会を開会させていただきます。 本日の出席委員 10 名です。 出席委員が過半数を超えていますので、総会は成立いたします。 これより令和 7 年第 7 回安芸太田町農業委員会総会を開会します。(9 : 30)
議長	議事録署名者の選任を行います。 この会議の議事録署名者を議長において指名しても異議ありませんか。 (全員異議なし)
議長	全員異議なしと認めます。 よって議事録署名者に 3 番委員と 4 番委員を指名します。
議長	会議書記の指名を行います。 本日の会議書記に農業委員会事務局職員、内藤康介氏を指名します。
議長	それでは、今回提出された議案第 47 号から議案第 54 号について事務局長より提案説明をお願いします。
事務局長	(提案説明)
議長	それでは、議案第 47 号について事務局より提案説明をお願いします。
事務局	はい、議案第 47 号、農地法第 3 条の規定による許可申請についてです。議案書の 1 ページをご覧ください。申請者、譲渡人の住所は[REDACTED]、氏名が[REDACTED]さんです。譲受人の住所は[REDACTED]、氏名が[REDACTED]さんです。権利の内容は売買による所有権移転となっております。申請地は大字寺領、字四百田、金口、大畠、地番が 1909 番 1、1938 番 4、2052 番 1、2052 番 4、2053 番 1、2055 番 1、2056 番 3、2057 番 3、2058 番 1、2147 番 10、2149 番 1、2154 番、地目が畑、田で合計面積が 5460.94 m²です。理由としましては、譲渡人は遠方に居住し管理困難なため譲り渡す、譲受人は耕作するため譲り受けとなっております。以上です。
議長	続いて 2 番委員より説明をお願いします。
2 番委員	議案第 47 号の説明をします。議案書の 1 ページをご覧ください。図面は 2 ページ 4 ページです。この議案は宅地を含め売買による所有権移転となります。今月 22 日、譲受人立ち合いのもと現地確認をしました。譲受人は申請地の近くに住み、以前より申請地を耕作されております。農機具も所有され、農作業も常時従事されています。以上、農地法第 3 条第 2 項各項には該当しないことから許可相当と判断します。審議をお願いします。

議長	それでは、議案第 47 号について審議に入ります。議案第 47 号について、質疑ありませんか。 (全員質疑なし)
議長	質疑なしと認めます。 それでは、議案第 47 号は申請のとおり承認の委員の方は挙手をお願いします。 (全員挙手)
議長	挙手多数でありますので、議案第 47 号は申請のとおり承認決定いたしました。次に、議案第 48 号について、事務局より議案の詳細説明をお願いします。
事務局	はい、議案第 48 号の説明をします。農地法第 3 条の規定による許可申請についてです。申請者、譲渡人の住所は[REDACTED]、氏名が[REDACTED]さん、譲受人の住所は[REDACTED]、氏名が[REDACTED]さんです。権利の内容は売買による所有権移転となります。申請地は大字下筒賀、字上穂坪、穂坪、地番が 328 番、2524 番 1、2445 番 1、2532 番 1、2444 番 1、2445 番 2、2446 番 1、2447 番 1、2449 番、2450 番 1、2452 番 1、地目が畑、田、合計面積が 2,981 m²です。理由としましては、譲渡人は遠方に居住し管理困難なため譲り渡す、譲受人は家屋と共に耕作するため購入するとなっております。以上です。
議長	続いて 7 番委員より説明をお願いします。
7 番委員	議案第 48 号の説明をします。議案書の 5 ページをご覧ください。図面は 6 ページ 7 ページです。申請地は国道 185 号、殿賀大橋から南東へ 250m 程度、中国自動車道より 100m 程度のところです。7 月 21 日に譲受人に電話をし、現地確認を行いました。8 年前より空き家バンクで賃貸として今も住まれており、大家の方から購入してもらえないかという話があり、譲受が進んだ物件とのことでした。今までは管理をされていたのですが、今年に限って草刈機が故障したため、現在の状態は管理が行き届いていませんが、24 日に機械が新しくなるのでそれから実施されとのことです。管理の方としては、耕運機等の機械は近所の方から借りて耕作していきたいとのことでした。今回の申請地を含め農地利用に影響はありません。農地法第 3 条第 2 項に該当しないため、許可相当と判断しました。審議をお願いします。
議長	それでは、議案第 48 号について審議に入ります。議案第 48 号について、質疑ありませんか。 (全員質疑なし)
議長	質疑なしと認めます。

	それでは、議案第 48 号は申請のとおり承認の委員の方は挙手をお願いします。 (全員挙手)
議長	挙手多数でありますので、議案第 48 号は申請のとおり承認決定いたしました。次に、議案第 49 号について、事務局より議案の詳細説明をお願いします。
事務局	はい、議案第 49 号の説明をします。農地法第 4 条の規定による許可申請についてです。申請者の住所は[REDACTED]、氏名が[REDACTED]さん、申請地は大字上筒賀、字西坂原、地番が 175 番 1、地目が田、合計面積が 1,162 m²です。理由としましては、駐車場及び資材置場として使用するためとなっております。また、本件については第 6 回総会にて農業振興地域の除外として提出したものととなります。以上です。
議長	続いて 1 番委員より説明をお願いします。
1 番委員	はい、議案第 49 号の説明をいたします。議案書の 8 ページをご覧ください。図面は 9、10 ページです。7 月 26 日に現地確認、29 日にこの申請の照会先である行政書士の[REDACTED]へ電話による聞き取りをしました結果について事案の説明を致します。申請地は国道 186 号線の坂原コミュニティセンターから筒賀支所方面へ約 80 メートルのところに位置しております。申請者は建設業をされています。冬季に坂原地区の除雪をしている才、降雪量が多い時に現在使用されている倉庫までたどり着けなかったことがあり、危険を回避するため申請地を除雪車の駐車場及び資材置場にしたいとの申し出がありました。事業規模からみて適切な面積であり、周辺の営農条件に支障もないため許可相当と判断しました。審議をお願いします。
議長	それでは、議案第 49 号について審議に入ります。議案第 49 号について、質疑ありませんか。 (全員質疑なし)
議長	質疑なしと認めます。 それでは、議案第 49 号は申請のとおり承認の委員の方は挙手をお願いします。 (全員挙手)
議長	挙手多数でありますので、議案第 49 号は申請のとおり承認決定いたしました。次に、議案第 50 号について、事務局より議案の詳細説明をお願いします。
事務局	はい、議案第 50 号の説明をします。議案書の 11 ページをご覧ください。農地法第 5 条の規定による許可申請についてです。申請者、譲渡人の住所は[REDACTED]、氏名が[REDACTED]さん、譲受人の住

	所は[REDACTED]、氏名が[REDACTED]さん、申請地は大字寺領、字金口、地番が 2150 番 1、地目が畑、面積が 19 m²です。理由としましては、宅地と共に購入するため。また、既に浄化槽を設置しており転用済みのため、始末書を付しての申請となります。以上です。
議長	続いて 2 番委員より説明をお願いします。
2 番委員	はい、議案第 50 号の説明をします。議案書の 11 ページ、図面 12、13 ページをご覧ください。今月 22 日に譲受人と現地確認をしました。この議案は議案 47 号に関連し、宅地を購入する際既に浄化槽に転用されていたため始末書を提出されています。事業規模からみて適切な面積であり、周囲の営農状況に支障はないことから許可相当と判断します。審議をお願いします。
議長	それでは、議案第 50 号について審議に入ります。議案第 50 号について、質疑ありませんか。 (全員質疑なし)
議長	質疑なしと認めます。それでは、議案第 50 号は申請のとおり承認の委員の方は挙手をお願いします。 (全員挙手)
議長	挙手多数でありますので、議案第 50 号は申請のとおり承認決定いたしました。次に、議案第 51 号について、事務局より議案の詳細説明をお願いします。
事務局	はい、議案第 51 号の説明をします。議案書の 14 ページをご覧ください。農地法第 5 条の規定による許可申請についてです。申請者譲渡人の住所は[REDACTED]、氏名が[REDACTED]さん、譲受人の住所は[REDACTED]、氏名が[REDACTED]です。権利の内容は売買による所有権の移転となっております。申請地は大字坪野、字附ケ地、地番が 118 番、地目が田、面積が 828 m²です。理由としましては、資材置場として使用するためとなっております。以上です。
議長	続いて 4 番委員より説明をお願いします。
4 番委員	議案 51 号の説明をいたします。議案書 14 ページをご覧ください。図面は 15 ページ 16 ページ。申請地の写真として資料 1 も併せてご覧ください。7 月 19 日現地調査を行い、7 月 26 日申請者の代理人、[REDACTED]の方へ電話による聞き取りをしました結果について説明を致します。申請地を譲渡人より譲受け、資材置き場に提案するものです。申請地は津浪プラットフォームから広島方面へ約 3 キロ、附ケ地部落の下側に位置しております。譲受人は申請地近くに農機具などの資材置場を構え、リサイクル業をされておりますが、

	業務拡張のため資材置場の土地を探しておられました。安佐南区の本社近くに場所がありましたが、道が狭く、現在の資材置場から遠いということで土地を探しているところ裏側付近に荒地がありその地権者の方に売買の話をしたところ快く承諾いただいたということです。この申請地の用途としては、鉄くずや農具などを平積みにして資材置場にするということでした。また、付近の景観を保つため、資材が見えないよう囲いをするとも言われております。以上、事業規模からみて適切な面積であり、周辺の営農条件に支障を及ぼす恐れもないことから許可相当と判断しました。審議をお願いします。
議長	それでは、議案第 51 号について審議に入ります。議案第 51 号について、質疑ありませんか。
7 番委員	道が離れているようですが、進入経路は問題ないのでしょうか。
4 番委員	裏の方で道が続いていますので、そちらから進入します。
8 番委員	囲いは全体を囲うのでしょうか。
4 番委員	全てかはわかりませんが、現在のところで景観に対して、クレームがあったとのことで囲いを検討されているとのことでした。 川に近いということはあるので、排水等で気にはなりますが申請書類として問題がないとのことであったので農地パトロール等で注意して確認はしていきたいと思います。
8 番委員	今話のありました、環境や景観等の許可条件を付ける事は可能でしょうか。
議長	ここで一旦休憩をします。
議長	休憩を廃し、会議を再開します。それでは、議案第 51 号について審議に入ります。議案第 51 号については景観に配慮すること、環境に配慮することを付帯意見として付けての採択を提案したいと思います。
議長	それでは、議案第 51 号は付帯意見を付けての採択として承認の委員の方は挙手をお願いします。 (全員挙手)
議長	挙手多数でありますので、議案第 51 号は申請のとおり承認決定いたしました。次に、議案第 52 号について、事務局より議案の詳細説明をお願いします。
事務局	はい、議案第 52 号の説明をします。議案書の 17 ページをご覧ください。農地法第 5 条の規定による許可申請についてです。申請者、譲渡人の住所は[REDACTED]、氏名が[REDACTED]さん、譲受人の住所は[REDACTED]

	、氏名が です。申請地は大字坪野、字附ケ地、地番が 102 番、103 番、104 番、120 番、地目が田、合計面積が 2,981 m²です。理由としましては、資材置場として使用するためとなっております。以上です。
議長	続いて 4 番委員より説明をお願いします。
4 番委員	議案第 52 号の説明をします。議案書の 17 ページをご覧ください。図面は 18、19 ページです。写真については資料の 1 をご覧ください。7 月 16 日、現地調査、7 月 24 日、申請者の代理人の方へ聞き取りをしました。本議案は議案第 51 号と同様となります。申請地は議案第 51 号の隣となります。この度譲渡人から申請地を譲り受け、資材置場へ転用する事案となります。以上、事業規模からみて適切な面積であり、周辺の営農条件に支障を及ぼす恐れがないことから許可相当と判断しました。審議をお願いします。
議長	それでは、議案第 43 号について審議に入ります。議案第 43 号について、質疑ありませんか。
8 番委員	議案第 51 号と同様、付帯意見を付しての許可を提案いたします。
議長	8 番委員の意見について、質疑はありませんか。 (全員質疑なし)
議長	それでは、議案の 51 号と同様の事案でありますので、付帯意見として周辺的环境に配慮すること、景観に配慮をすることとして採択を提案したいと思います。議案第 52 号について承認の委員の方は挙手をお願いします。 (全員挙手)
議長	挙手多数でありますので、議案第 52 号は申請のとおり承認決定いたしました。次に、議案第 53 号について、事務局より議案の詳細説明をお願いします。
事務局	はい、議案第 53 号の説明をします。議案書の 20 ページをご覧ください。農地法第 5 条の規定による許可申請についてです。申請者、譲渡人の住所は、氏名がさん、譲受人の住所は、氏名がさんです。申請地は大字川手、字田中原、地番が 987 番 2、地目が畑、面積が 26 m²です。理由としましては、生前贈与のため。既に雑種地として転用されているため、始末書を付しての申請となります。以上です。
議長	続いて 6 番委員より説明をお願いします。

6 番委員	はい、議案第 53 号の説明をします。この議案は先月にありました、議案第 39 号で一筆取り下げられていた土地になります。議案書の 20 ページをご覧ください。図面は 21、22 ページになります。申請地は川手にあります、四合生活センターの近くになります。譲渡人は譲受人の父であり、生前贈与の案件となります。申請地の現況は車も通れる通路として利用されております。譲渡人が平成 4 年頃に隣接する雑種地と合わせて申請地を雑種地として利用されていたそうです。始末書とも提出をされており、周辺の営農状況に支障が生じる恐れもないことから許可相当と判断しました。審議のほどお願いします。
議長	それでは、議案第 53 号について審議に入ります。議案第 53 号について、質疑ありませんか。 (全員質疑なし)
議長	質疑なしと認めます。 それでは、議案第 53 号は申請のとおり承認の委員の方は挙手をお願いします。 (全員挙手)
議長	挙手多数でありますので、議案第 53 号は申請のとおり承認決定いたしました。次に、議案第 54 号について、事務局より議案の詳細説明をお願いします。
事務局	はい、議案第 54 号の説明をします。議案書の 23 ページをご覧ください。 非農地証明申請についてです。申請者の住所は [REDACTED] [REDACTED] 1、氏名が [REDACTED] さん。申請地は大字加計、字辻ノ河原、地番が 224 番 1、274 番 2、地目が畑、合計面積が 457 m²です。理由としましては、地目変更をするためとなっております。 続いて説明します。6 月 23 日に 10 番委員と事務局 2 名の計 3 名で現地調査を行った結果について説明します。議案書は 24 から 25 ページ、資料 2 の写真をご覧ください。写真のとおり申請地は山林と化しており、申請者は現在町外にある息子さんの家に住んでいるため、遠方に居住していることから農地として管理することが難しい状況です。登記地目変更後は、本件の委任を受けている [REDACTED] さんへ売買をされる予定です。周辺の農地に影響はないため、非農地証明に相当すると判断しました。ご審議のほどよろしく願いいたします。以上です。
議長	それでは、議案第 54 号について審議に入ります。議案第 54 号について、質疑ありませんか。
議長	質疑なしと認めます。 それでは、議案第 54 号は申請のとおり承認の委員の方は挙手をお願いします。

	(全員挙手)
議長	挙手多数でありますので、議案第54号は申請のとおり承認決定いたしました。次に報告事項について、事務局より説明をお願いします。
事務局	はい、報告事項が1点ございます。農地法第3条の3の規定による届出書が7件出ております。資料3をご覧ください。安芸太田町の■■■さん、愛媛県の■■■さん、安芸太田町の■■■さん、広島市西区の■■■さん、安芸太田町の■■■さん、■■■さん、■■■さんからの相続の届出になります。届出に係る土地の所在、地番、地目等は、記載のとおりです。それぞれ記載内容に不備はないため、これらの届出を受理いたします。報告は以上となります。
議長	質疑はありませんか。
	(全員質疑なし)
議長	質疑がないようですので、以上で報告事項を終わります。 これをもって、本日提案した議案は、すべて承認決定されました。 これで、令和7年第7回安芸太田町農業委員会総会を閉会します。(10:00)
	以上、相違のないことを証明するため、議事録の署名者とともに署名する。
	議 長
	3番委員
	4番委員